

議案第 23 号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改めることに関し、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長久手市国民健康保険税条例（昭和40年長久手村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.37</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.72</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.75</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.70</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る

所得割額)	所得割額)
第8条 第2条第4項の所得割額は、 介護納付金課税被保険者に係る基 礎控除後の総所得金額等に <u>100</u> 分の2.21を乗じて算定する。	第8条 第2条第4項の所得割額は、 介護納付金課税被保険者に係る基 礎控除後の総所得金額等に <u>100</u> 分の2.28を乗じて算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の長久手市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改めることに関し、長久手市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）国民健康保険事業の健全な運営を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改めるものです。

2 改正の内容

- (1) 基礎課税額を改めること。（第3条関係）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額を改めること。（第6条関係）
- (3) 介護納付金課税額を改めること。（第8条関係）

3 今後の影響

条例の改正により、国民健康保険被保険者1人あたりの負担額が約4, 199円増加することが見込まれます。

4 附則について

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。
- (2) 新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。